

11月は「児童虐待防止推進月間」です

福祉課 内線315・316

『きこえるよ 耳をすませば
心のさけび』
(平成19年度児童虐待防止推進月間標語)
「児童虐待防止推進月間」は、国民一人ひとりに児童虐待問題に対して理解を深めていただき、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応をすることが目的です。児童虐待防止法では、明らかな虐待だけでなく、虐待と思われる場合も通報の対象となっています。地域の力で、虐待のない社会づくりにご協力をお願いします。

福祉課では、児童相談を随時受付しています。(土日、祝日及び年末年始を除く)お気軽にご相談ください。

視覚障がい者のための ケイタイ電話勉強会

小田原市障害者サポートセンター ☎31-1301

- 【日 時】11月27日(火)10:00~12:30
【会 場】小田原市社会福祉センター
【対 象】小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町在住の視覚障がいのある方
【参加料】無料
【申込み】11月17日(土)まで(先着20人)
氏名・住所・電話・携帯電話利用の有無を電話・メールで
E-mail odasapo@cc.wakwak.com

補装具巡回更生相談

福祉課 内線311

- 【日 時】11月12日(月)13:00~14:00
【会 場】小田原市保健センター
【内 容】県総合療育相談センターが出向し、身体障害者手帳(肢体不自由)を取得している方の補装具の購入・修理について相談及び判定を行います。
相談は、予約制です。希望者は事前に福祉課へ

児童手当

…もう申請はお済みになりましたか?

福祉課 内線315・316

【児童手当とは?】

子どもを養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与し、次代を担う児童の健全な育成に資することを目的としています。

【児童手当をもらえるのは?】

12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年の所得が所得制限限度額以上の場合には、児童手当は支給されません。

【毎月の支給額は?】

- 3歳未満の児童
一律 10,000円
3歳以上の児童
第1子 5,000円
第2子 5,000円
第3子以降 10,000円

【いつ支給されるの?】

原則として、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

【手続きの方法は?】

福祉課の窓口(公務員の場合は勤務先に)「認定請求書」を提出してください。

- 認定請求に必要な添付書類など
・健康保険被保険者証
(請求される方がサラリーマンなどの場合に必要です。)
・銀行等の口座番号など(請求される方の名義になります。)
・その他、必要に応じて提出をお願いする書類があります。

保育園・幼稚園の 入園申込みについて

福祉課 内線316
学校教育課 内線821

- 平成20年度町立保育園・幼稚園の入園申込みを次のとおり受け付けます。
【申込み】12月19日(水)~21日(金)
【受付】
保育園: 役場第2庁舎3階会議室
幼稚園: 学校教育課(役場分庁舎)
【申込書の配布】12月3日(月)~
保育園: 各保育園または福祉課
幼稚園: 学校教育課(役場分庁舎)
詳細については広報ゆがわら12月号でお知らせします。



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」について

住民課 内線326

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税などの社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付などが必要です。

このため、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

また、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付する方については、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

年末調整または、確定申告の手続きの際には必ずこの証明書や領収証書を添付してください。

お問い合わせは、専用ダイヤル0570-00-9911をご利用ください。

国民健康保険料・介護保険料 納付額通知の発送について

住民課 内線325
介護課 内線341

平成19年中にお支払いの国民健康保険料及び介護保険料の納付額通知については、例年どおり来年1月下旬に発送する予定です。確定申告などにご利用ください。